

## プランの趣旨・策定経過

### 1. 趣旨

障害者プランは、県が市町村や関係機関等と連携しながら総合的に障害者福祉施策に取り組むための基本指針

### 2. 策定経過

平成10年2月 「やまなし障害者プラン」策定  
 「山梨県障害者幸住計画」に掲げられた重点施策に数値目標を設定  
 平成16年3月 「新たなやまなし障害者プラン」策定  
 障害者基本法に基づく都道府県障害者計画として策定  
 平成19年3月 「山梨県障害福祉計画」策定  
 障害者自立支援法に基づき、「第1期山梨県障害福祉計画」として策定  
 平成21年3月 「新やまなし障害者プラン」策定  
 障害者基本法に基づく「山梨県障害者計画」、障害者自立支援法に基づく「第2期山梨県障害福祉計画」を統合して策定  
 平成24年3月 「やまなし障害者プラン2012」策定  
 障害者基本法に基づく「山梨県障害者計画」、障害者自立支援法に基づく「第3期山梨県障害福祉計画」を統合して策定  
 平成27年3月 「やまなし障害者プラン2015」策定  
 障害者基本法に基づく「山梨県障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「第4期山梨県障害福祉計画」を統合して策定

## 国の障害者施策見直しの方向性

平成30年4月 障害者が自ら望む地域生活を営むための環境整備のため、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の本格施行

### 見直しのポイント

地域における生活の維持及び継続の推進  
 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築  
 就労定着に向けた支援  
 障害児のサービス提供体制の計画的な構築  
 地域共生社会の実現に向けた取組  
 発達障害者支援の一層の充実

	障害者計画 (現行: H27 ~ H29年度)	第4期障害福祉計画 (現行: H27 ~ H29年度)	新 障害児福祉計画
概要	障害者のための施策に関する基本的な計画	障害者福祉サービスの提供体制の確保と円滑な実施に関する計画	障害児福祉サービスの提供体制の確保と円滑な実施に関する計画
根拠	<b>障害者基本法第11条第2項</b> 都道府県は国の障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。	<b>障害者総合支援法第89条第1項</b> 都道府県は、(略)各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。	<b>児童福祉法33条の2第1項</b> 都道府県は、(略)各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。  <b>同法33条の2第4項</b> 障害者総合支援法89条1項に規定する障害福祉計画と一体のものとして作成することができる
位置付け・内容	【法律上定めるべき事項明記なし】 計画に位置付ける施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、かつ、有機的連携の下に総合的に策定、実施する必要がある。  施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国が策定する障害者基本計画を基本とする必要がある。  (参考) 障害者基本計画(現行)の項目 ・生活支援 ・保健、医療 ・教育、文化芸術活動、スポーツ等 ・雇用、就業、経済的自立の支援 ・生活環境 ・情報アクセシビリティ ・安全・安心 ・差別の解消及び権利擁護の推進 等	【法定事項】 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標  障害保健福祉圏域ごとの指定障害福祉サービス等の必要な見込量  障害者支援施設の必要入所定員総数  地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項  【努力事項】 障害保健福祉圏域ごとの障害福祉サービス等の必要な見込量の確保のための方策 等	【法定事項】 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標  障害保健福祉圏域ごとの通所支援又は障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量  障害児入所施設等の必要入所定員総数  【努力事項】 障害保健福祉圏域ごとの通所支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 等
期間	法律上の規定なし	国の「基本指針」で3年と規定	国の「基本指針」で3年と規定
現行	やまなし障害者プラン2015(H27~H29年度)		

次期障害者プランとして一体的に策定

H30~H32年度(障害者計画、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画)